

かめやま

2020 AUG
8 / 16
No.359

お知らせ版

主な内容

| | |
|-------------|---|
| 暮らしの情報BOX | 1 |
| 広報ガイド(9月) | 7 |
| 一次救急当番医(9月) | 8 |



亀山市携帯サイト

暮らしの情報 **BOX**

お知らせ

新型コロナウイルスなどの
感染拡大防止のための
家庭ごみの出し方にご注意ください

環境課廃棄物対策グループ
(☎82-8081)

ごみを媒体とした新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の感染拡大を防ぐために、ご家庭でマスク等を捨てる際は、直接触れることがないように透明袋に入れ、しっかりしばった上で、一般ごみの収集日に集積所に出してください。また、ごみを捨てた後は、石けんを使って流水で手をよく洗ってください。

ご家庭だけでなく、近所の人や収集業者にとっても新型コロナウイルス等の感染症対策として有効ですので、ご協力をお願いします。

水道メーターの取り替え

上水道課上水道管理グループ
(☎97-0621)

市では、市指定給水装置工事業業者に委託して、検定有効期間の満了が近い水道メーターの取り替えを行っています。令和2年度に取替対象となる家庭には「使用水量のお知らせ」にメーター取替対象と印字しますのでご確認ください。

取替期間

8月21日(金)～28日(金)
9月23日(水)～29日(火)
10月21日(水)～28日(水)

※メーターの使用期限は蓋の内側で確認でき、約1年前から取替対象になります。

※不在時でも取り替える場合があります。メーターの周りに物を置かないなど、ご協力をお願いします。

※メーターの取替作業後は、一時的に濁りや空気などが出ることがありますのでご注意ください。

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

津地方法務局人権擁護課
(☎059-228-4193)

いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとする子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受け付ける電話相談窓口です。相談は、法務局職員または人権擁護委員がお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

期間

8月28日(金)～9月3日(木)

時間 午前8時30分～午後7時

※土・日曜日は午前10時～午後5時

相談専用ダイヤル 「子どもの人権110番」 ☎0120-007-110(全国共通フリーダイヤル)

旧規格の消火器は令和3年12月31日までに交換が必要です

消防本部予防課予防グループ、危険物グループ(☎82-9492)

消防用設備として設置されている業務用消火器のうち、製造年が平成23(2011)年以前のもので、適応火災マークが文字で表示されている旧規格のものは、令和3(2021)年12月31日までに交換が必要です。事業所や危険物施設など法令で設置が義務付けられている施設で、旧規格の消火器が設置されている場合は、期間内に交換してください。

なお、一般家庭に設置されている住宅用消火器は対象外です。「消火器が失効するので交換してください」といった家庭への訪問販売等には十分ご注意ください。

※消火器(住宅用含む)の詳しい取扱いについては、(一社)日本消火器工業会のホームページをご覧ください。

URL <https://www.jfema.or.jp>



※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、掲載した行事が中止または延期になる場合があります。詳しくは各問合せ先にご確認ください。